

別表第十六号(第51条の13第2項関係)

(表面)

第 号						5.5cm
電 波 利 用 料 徴 収 職 員 証 明 書						
所 属						
氏 名						
交 付		年	月	日		
有 効 期 限		年	月	日		
総合通信局長又は 沖縄総合通信事務所長 印						
9.1cm						

(裏面)

この証明書を携帯する職員は、電波法(昭和25年法律第131号)第103条の2第25項の規定による督促に係る電波利用料及び同条第27項の規定による延滞金を国税滞納処分の例により処分する権限を有する。

電波法抜粋

第103条の2第26項 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。(以下略)